

徳島県告示第四百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 特別保護地区の名称

石井・月ノ宮鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

名西郡石井町の一部（区域の詳細については、指針案に添付の図面のとおり）

三 特別保護地区の存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 指針案

1 特別保護地区の指定区分

身近な鳥獣の生息地

2 特別保護地区の指定目的

この区域は、シイ・カシ類等の照葉樹林を中心とした区域であり、野生鳥獣の生息に適しており、都市近郊における鳥獣の保護に大きな役割を果たしていることから特別保護地区に指定し、当該区域の良好な生息地の確保を図る。

五 縦覧場所

徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当、徳島県東部農林水産局林業振興担当及び石井町役場